

特別支援教育就学奨励費の 申請について（お知らせ）

特別支援教育就学奨励費とは、特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減し、就学率の向上を図ることを目的として、準要保護認定者が受ける就学奨励費の2分の1（一部を除く）の額を支給する制度です。

就学奨励費を受けるには、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」を提出して、松茂町教育委員会から認定を受けなければなりません。

手続きについて

下記の方法により手続きをして下さい。

- (1) 特別支援教育就学奨励費の受給を希望される方は、「特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書」を「松茂町教育委員会」に提出してください。（学校では受付できません。）なお、希望されない方は、提出の必要はありません。
- (2) 特別な理由（台風、火災等により被災した場合）が生じた場合を除くほか、原則として締切日以後の申請は4月1日付で認定できませんので、必ず期日までに提出して下さい。
- (3) 現在、就学奨励費を受給している方で、平成28年度も引き続き受給したい方も、再度申請してください。
- (4) 認定区分により就学奨励費が支給されますが、学校で必要な費用が全て免除になるわけではありません。認定後も、校納金は学校の指示どおりに納めてください。

このお知らせは、希望の有無に関わらず、特別支援学級に在籍する全児童生徒の保護者のみなさまにお配りさせていただいております。

手続きについて

特別支援教育就学奨励費は前年に認定を受けていても、毎年更新申請が必要です。

1. 申請書の太線の中は、記入しないようにしてください。
2. 「住所欄」は住宅名、部屋番号、同居先名まで詳しく記入してください。
3. 2人以上のお子様が特別支援学級に通学している場合には、申請書は別々に提出してください。したがって2人以上のお子様~~が~~特別支援学級に通学している場合、申請書は人数分必要となります。
4. 「世帯の状況欄」は
 - (1) 平成27年12月31日現在、生計を共にしている人全員を記入してください。
 - (2) 「職業」は、勤務先の所在地及びその名称を、また「学校名及び学年」は平成28年度の新学年で「〇〇小1年」のように記入してください。
 - (3) 個人番号（マイナンバー）記載欄は、今年度は記入の必要ありません。
5. 認定作業を行うためには、生計をともにしている世帯全員の所得額が必要となりますので、
 - (1) 所得を有する者のうち、給与所得者については勤務先（事業所）の源泉徴収票（平成27年分・コピー可）を申請書に添付してください。
 - (2) 確定申告を必要とする者については、必ず確定申告を済ませてからその写しを申請書に添付してください。
所得がない方も（被扶養者は除く）所得がない旨の申告を済ませてから、その写しを申請書に添付してください。

提出締切日：平成28年3月31日（木）
提出先：松茂町教育委員会 学校教育課
（土・日・祝祭日は受付を行っていません。）

《 締 切 厳 守 》

申請書に不備がある場合、正確な所得が確認できませんので、保留扱いとなります。その場合、受付が無効になるなど不利益になる場合がありますので、ご注意ください。